

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて閲覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡若佐町大字落折字一ツ休二九一の一、二九一の六
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百七十三号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項の規定に基づき、母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四

条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	所在地	樹種	本数	所有者の住所及び氏名	母樹又は母樹林の別
七一	倉吉市三江字尾崎	あかまつ	四五	倉吉市三江四六一 吉田 祐吉	母樹林

受付

41.7.28

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
(当日が休日にあつたときは、その翌日の日)

## 目次

- ◆ 告示 農産物検査の実施  
飼料の分析検査の概要  
解除予定の保安林  
保安林子定森林にする旨の通知
- ◆ 告示 地城森林計画の変更  
公共測量を終了した旨の通知  
基本測量を実施する旨の通知  
収入証紙の小売りさばり人の指定

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十七号

農産改良増進法(昭和二十五年法律第二百九号)第四十条第一項第二号に規定する農産物検査を次のとおり実施するので、農産改良増進法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二十条第二項の規定により告示す

### 鳥取県告示第三百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、新開川土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 正誤

昭和四十一年四月鳥取県告示第二百二十四号(保安林子定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁	誤	正
三下	十三及び十四	十三及び十四
四上	八及び九	八及び九
四下	一及び二	一及び二
五上	七及び八	七及び八

(1) 間伐その他特別の理由がある場合、次(2)の通りとする。

(2) 間伐に係る森林は、次の通りとする。

昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 期 八月十九日 午前九時三十分から

第二 期 八月二十二日 午前九時三十分から

検査場所 東伯郡林務所 東伯郡林務所 東伯郡林務所

### 鳥取県告示第三百七十八号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十一年五月十二日に収束した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果			収去年月日 その他特記すべき事項	
		成分検査	注出物	その他		
境港市外江町374番地の1 山陽くまあい飼料株式会社	3,888	17.0 17.9 14.0 14.4	3.5 3.5 3.5	5.5 5.5 4.4	8.0 6.2 6.5	昭和41年5月12日
くまあい飼料中瀬川1号	5,943	14.4	3.5	4.4	6.5	

（備考） 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量で、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
当該飼料は、製造事業場において収去したものである。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	成分検査				注出物 （第15条の2に属する）	その他	収去年月日 その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗繊維	粗灰分	水分			
境港市外江町374番地の1 山陽くまあい飼料株式会社	表	21.22	0.77	0.55	5.28			昭和41年5月12日
くまあい配合飼料ワル大プロローラー前期	表	17.0	1.0	3.3	2.7			
くまあい配合飼料ワル大瀬川1号	表	17.4	0.9	2.5	3.0			
くまあい配合飼料成瀬川16号ワラシユ	表	16.9	0.9	2.8	2.8			

くまあい配合飼料山陽乳産特号	表	15.0	0.3	0.6	0.8			
くまあい配合飼料子豚用	表	16.0	0.3	0.4	0.8			
くまあい配合飼料肥育用基礎	表	18.0	0.0	0.4	0.8			
くまあい配合飼料肉豚用前期	表	19.0	0.0	0.4	0.8			
くまあい配合飼料肉豚用後期	表	15.2	0.2	0.4	0.8			
くまあい配合飼料肉豚用後期	表	12.8	0.8	0.4	0.8			

（備考） 表示区分の欄中「表」とあるのは第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示し、空白はそれ以外の飼料を示す。  
検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量で「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
当該飼料は、製造事業場において収去したものである。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて閲覧に供する。）

鳥取県告示第百八十八号  
次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百七十九号  
次の保安林を解除予定の保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡羽合町大字長瀬字新川前二二九三の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
湖沼の防備
- 三 解除の理由  
キャンプ場施設敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて閲覧に供する。）

鳥取県告示第百八十八号  
次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八東町大字安井字御々崎岩二二一五、字瀬ヶ崎二二一六、大字新興寺字平堀六八八、字足谷六八九から六九一まで、字古カキ坂六九二、字小矢場六九三、字五ツズリ六九四、六九五、字ホウキガナル六九六、

宇都ヶ谷六九七、宇磨人畑六九八、宇山ノ上六九九、宇大瀬七〇〇、  
七〇一、宇蛇渡見七〇二、宇小穂須賀七〇三、宇大ヒツ七〇四、宇北  
谷七〇五の一、七〇五の二、宇東谷七〇六、七〇七、宇橋本谷七〇八、  
七〇九、宇本谷河原七一〇、宇落田畑七一一、七一二、宇五組谷七一三、  
宇高畑山七一四、宇白谷谷七一五から七一八まで、大字徳丸字中磯尾谷  
一七五九の二から一七五九の一〇五まで

指定の目的

水源のかん養

指定実施要件

立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で  
定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東  
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字志谷字脚谷四六三から四七二まで、四七三の一、四  
七三の二、四七八、四八〇、四八一、四八二、四八五から四八九まで、  
字峠四九〇から四九八まで、五〇〇から五〇三まで、字加賀谷山六二〇、  
字津無谷山八三二から八三四まで、八四一、八四二、八四四の一、八四  
四の二、八四五、八四六の一、大字脚谷字峠五〇七、五〇八、五一三、

五一五、宇樹嶋五六四、五六五、五七〇、五七一、五七二の一、五七二  
の二、五七三、五七四、宇津田七五六、七五七から七六三まで、宇峠上  
七六四の二から七六四の一六まで、宇樹嶋山七七一、宇樹嶋七七四、宇  
西谷七七五の二から七七五の一五まで、宇浅見谷七七八から七八二まで、  
大字横地字小茅野一〇〇から一〇二三まで、一〇二五から一〇四四ま  
で、一〇四五の一、一〇四五の三、一〇四五の四、一〇四六から一〇四  
八まで、一〇四八の二から一〇四八の三まで、一〇四九から一〇六四ま  
で、字大平一〇六七、一〇六九から一〇七一まで、一〇七三、一〇八三、  
一〇九二から一〇九六まで、一〇九六の一、一〇九七から一一〇一まで、  
一一〇三、一一〇四、一一〇六、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇  
九から一一一三まで、一一一三から一一二二まで、一一二六から一一  
八まで、一一三〇から一一三六まで、一一三七の二、一一三七の三、一一  
三九から一一四五まで、一一六四、一一六五、一一六七、一一七五、一  
一七九から一一八二まで、字上山一一二〇の一、一一二〇の二、大字兼  
鹿野字兎鼻二〇五七から二〇六二まで、字中野二〇六三の二、二〇六三の  
二、二〇六四、字脚尾山二〇八九、二〇九〇の二、二〇九一、二〇九一  
の一、二〇九二から二〇九五まで、大字横地字小茅野一〇四五の二

指定の目的

水源のかん養

指定実施要件

立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で  
定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東  
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和  
二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町大字金持字後谷奥一八七二の四、一八七二の二、一八  
七二の一四、一八七三の一、一八七三の二、一八七四の二から一八七四  
の四まで、一八七五の一、一八七五の二

指定の目的

水源のかん養

指定実施要件

立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林計画で  
定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八  
東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日野  
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和  
二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字横地字横地土居一三  
指定の目的  
土砂の崩壊の防備

指定実施要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で  
定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八  
東町役場に備え置いて縦覧に供する。)



# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

受付 41.7.28 反も

告示 国民健康保険法第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

健康保険法による保険医及び保健師の登録

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医療養機関及び保険薬局の指定

定期種社畜検査の実施

肥料取締法第十三条第一項の規定に基づく変更の届出

解除予定の保安林

保安林子定森林にする旨の通知

土地の用途廃止

道路の位置の指定

## 告示

鳥取県告示第三百九十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

鳥取県告示第三百八十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量 地形基準測量
- 二 作業期間 昭和四十一年七月二十二日から昭和四十一年八月十九日まで
- 三 作業地域 倉吉市 東伯郡三朝町、北条町

鳥取県告示第三百八十九号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 指定年月日 指定番号 住所氏名 売りさばき場所
- 昭四一、三三三 米子市明治 株式会社山陰 米子市明治町三六
  - 昭四一、三三三 米子市明治 合同銀行米子 株式会社山陰合興
  - 昭四一、三三三 米子市明治 駅前支店長 銀行米子駅前支店

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一條第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 診療所の名称 所在地 申出の受理の年月日
- 太田原医院 気高郡気高町大字宝木八 昭和四十一年七月一日
  - 滝川医院 松ヶ枝町診療所 境港市松ヶ枝町二番地 九日

鳥取県告示第三百九十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療養機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 氏名 住居 所 登録の記号番号 受理年月日
- 角 南 米子市天神町二丁目 鳥取 一一〇五 昭和四十一年六月二十二日
  - 池田 清江 〇 鳥取市令町一丁目 鳥取 一六四 二十九日
  - 徳吉 博康 気高郡鹿野町字令市 一六五

鳥取県告示第三百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に